

2019年3月議会 代表質問

2019年3月定例市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、高木たけし市議が代表質問を行います。第1質問の内容をお知らせします。市民のみなさんの暮らしを守り、より良い市政の実現に、全力でがんばります。

高木たけし市議 3月6日 午前10時～



1	市長の政治姿勢について -----	2
①	消費税増税について -----	2
2	福山市立大学法人化について -----	5
3	国保行政について -----	9
①	国保税の引き下げについて -----	9
②	国保税滞納者への市民サービスの利用制限について	12
4	医療行政について -----	14
①	福山夜間成人診療所について -----	14
5	衛生行政について -----	17
①	廃棄物対策と再資源化について -----	17
6	商工労働行政について -----	22
①	コンビニエンスストア問題について -----	22
7	観光行政について -----	26
①	瀬戸内海国立公園仙酔島の利活用について -----	26
8	下水道事業について -----	31
①	旧新浜浄化センターの跡地利用について -----	31
9	建設・都市行政について -----	34
①	福山駅北口広場整備基本方針（案）について -----	34
ア	景観への影響について -----	34
イ	遺構の保存について -----	35
10	教育行政について -----	37
①	学校統廃合計画について -----	37

1. 市長の政治姿勢について

① 消費税増税について

高木たけし市議：安倍首相は、今年10月から消費税を10%に増税すると宣言しました。「こんな経済情勢のもとで増税を強行していいのか」、「景気が悪化するのではないか」という批判、懸念の声が広がっています。

安倍首相は、毎月勤労統計の数値をもとに「賃金は緩やかに上昇している」との判断を行いました。この毎月勤労統計の数値が偽りであることが明らかになりました。

実際には、2012年末に安倍首相が政権に復帰し、14年4月に消費税の税率を5%から8%に引き上げてから、深刻な消費不況が続き、国の経済規模を示す国内総生産（GDP）ベースで見ても、家計の消費支出は増税前に比べ約3兆円も落ち込んでおり、首相も「水面下に沈んだまま」であることを、認めざるを得ませんでした。

消費のもとになる賃金や所得は「改善」したという首相の主張について、厚生労働省の毎月勤労統計や連合の賃上げ調査をもとに、実質賃金は増税前に比べ18年には10万円以上も落ち込んでおり、実質の賃上げ率も今世紀で最悪水準です。

またGDPの総雇用者所得の伸びも、年金だけでは生活できない高齢者や、高すぎる学費に苦しみアルバイトに追われる学生などが増加した結果にすぎません。

消費税増税の根拠が崩れた今、増税は撤回するべきであります。

市長は、消費税が10%引き上げられた時、市民生活や地域経済にどのような影響が出るとお考えでしょうか。ご所見をお示しくください。

また、増税の際に実施するとしているキャッシュレス決済での「ポイント還元」について、活用困難な高齢者や対応できない商店が出てくること、カード会社に払う手数料負担が重荷になること、現金がすぐ入らず資金繰りが厳しくなることなど業界団体から、厳しい批判の声が上がっています。

福山市での市民への救済措置となるとお考えでしょうか。

日本共産党は、株で莫大な儲けを上げている富裕層と大企業の優遇税制にメスを入れれば、消費税に頼らなくても増税分の財源は確保できることを提案しています。

10月からの消費税引き上げは実施しないことを国に求めてください。

以上それぞれについてのご所見をお示しくください。

市長： 始めに、消費税率引上げに伴う市民生活等への影響についてであります。国の「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、2019年度（平成31年度）は、消費税率引上げに伴い、実施する支援策等の効果により、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、景気回復が見込まれるとされています。

次に、キャッシュレス決済についてであります。

国においては、キャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元や、中小・小規模事業者への決済手数料の補助などの支援策を講ずることとしています。また、その他の対策としては、プレミアム付き商品券の発行や飲食料品等の消費税率を8%に据え置く措置が実施されると承知しております。

なお、消費税率引上げの目的は、増嵩する社会保障費の財源確保や、財政健全化を確実に進めることとされております。

全国市長会においても、子ども子育て等を始めとする社会保障の充実のための財源となる消費税率の引上げを、確実に行うよう国へ要望しています。

2. 福山市立大学法人化について

高木たけし市議： 福山市は、市立大学法人化にむけて、大学運営が順調に推移していることから、さらに体制整備に取り組む段階に来ていると判断して法人化について検討を行い、法人運営によるメリットを最大限生かした運営を目指すとしています。

2003年に国立大学法人法が成立し、2004年4月から法人移行後、日常的運営に必要な国立大学への運営費交付金や施設整備費は、連続して大幅に減額されてきました。

個別の研究テーマごとに国が審査し、採択された大学や研究者に与える競争的資金の中で、基礎研究に与えられる資金の科学研究費補助金（科研費）も抑制されました。

また、国立大学には、「5年間で5%の人件費削減」を図るよう義務付けました。

その結果、「教員の教育研究費が半減し、教材を私費で賄っている」「人件費削減で教員が減り、一部の授業を閉鎖した。」など、教育・研究に重大な支障をきたしています。

さらに、科学研究費補助金獲得競争や、学費収入を増やすための受験生獲得競争が激化したために、教員がそれに忙殺されて、じつくりと教育・研究する時間が無くなっています。

昨年の委員会質疑では、公立大学の法人化による運営交付金の増高はなく、外部資金の獲得や業務の見直しなどで、効率的・効果的な運用をしていくとのことでした。

公立大学法人化により、国立大学法人化のように、大学に対し、人件費削減が義務化されるのか、運営交付金の削減が行われることになるのか、お示しくください。

法人化すれば、市が6年間の中期目標を決定し、大学が中期計画を策定することが義務付けられます。

大学が中期目標に縛られると、長期的な視野に立った教育・研究が軽視され、大学の自主性がなくなることが懸念されます。

御所見をお示しくください。

大学は、中期目標に基づいて、毎年の年度計画とその業績を報告し評価を受け、さらに中期目標期間の業績を報告し評価を受けます。

この6年間の業績評価によって予算が決められることになれば、大学の自主性を弱めるとともに、大学に膨大な労力と時間を費やさせることとなります。

評価委員会など目標・計画・評価制度の構築に伴う負担や、自己評価のための教職員の負担が重くなることが懸念されます。

学長・理事長が大学経営に責任を持ち、リーダーシップを発揮することは、実行力ある大学運営に必要ですが、独断専行となれば、教職員の意欲をそぎ、大学の活力は低下します。

国立大学法人制度には、学長・理事長の独断専行を防ぐ機能がかけています。

学長の選考は、教授会の審議を基礎にし、すべての教職員など大学構成員の意思を尊重する制度が必要と考えますが、御所見をお示しく下さい。

公立大学法人化に伴い、さまざまな問題点も浮かび上がっています。市長の総体説明で「法人化の準備などの課題に対応するため組織整備する」とのことですが、法人化は、行わないよう求めるものです。御所見をお示しく下さい。

市長：次に、福山市立大学の法人化についてであります。

始めに、人件費についてであります。

公立大学法人化に当たって、人件費の削減は、義務づけられておりません。

また、運営費交付金の扱いについても、制度上何ら規定はありません。

なお、設置者である市において、大学運営に必要な経費は、適切に対応してまいります。

次に、中期目標についてであります。中期目標は、市が、公立大学法人の意見を聴く中で、その教育・研究の自主性を尊重して定めるものであります。

学長選考につきましては、今後、検討することとしております。

法人化は、より効率的・効果的で機動性の高い自立した運営を行うためのものであり、そのメリットを最大限生かし、取り組んでまいります。

3. 国保行政について

① 国保税の引き下げについて

高木たけし市議：福山市は、「国保加入世帯は、他の医療保険に比べ、加入者の平均年齢が高く所得水準が低いという認識」を持ち「国に対して国民健康保険の財政基盤強化のための国庫負担割合の引き上げなど、さらなる支援の拡充を行うよう、全国市長会を通じ要望している」とのことです。

毎年のように値上げされれば、低所得者だけにとどまらず、国保税が支払えない、窓口負担が払えず、病気でも病院を受診しない事態も増えることが予測されます。

国保税の収納率が下がれば、国保財政も大変になります。

2017年度は、現年課税分で8676世帯、12.1%の世帯が未納となっています。

未納世帯のうち、所得200万円以下の世帯が6905世帯80%を占めています。

激変緩和で基金から繰り入れを行っていても未納が増えることになりかねません。

毎年、国保税を引き上げられる状況と考えているのか、認識をお示しくください。

福山市が、国保税負担軽減のためには、国庫負担増を求めることは必要ですが、国が支援を増やさないあいだ、国保税引き下げを放置することは許されません。

また、国保税を、激変緩和期間中基金の活用で抑制するのは当然です。

市も認識しているように、国保加入者の所得水準からみて、負担が大きいことから、引き上げないための市独自の努力が必要です。

全国の77%の自治体では、国保税の引き下げや引き上げない対応を行っています。

宮崎市では、2018年度から運営基金を活用して国民健康保険税を値下げしました。

45歳の夫と専業主婦の夫婦、子供2人の世帯で課税所得250万円の場合に、国保税52万9300円を45万2800円に7万6500円引き下げられました。

1人当たり1万4901円、1世帯当たり2万2626円の軽減です。

東京の清瀬市では、2018年度から、第2子以降の子どもの国保税の均等割りを半額にする減免制度を始めました。

福岡市は、法定外繰り入れにより、2019年度も国保料を据え置く方針を打ち出し、7年連続の据え置きとなります。

福山市としても、加入者の負担軽減を行うべきです。ご所見をお示しくください。

市長：次に、国民健康保険行政についてあります。

国保の県単位化に伴い、本市では、保険税が引き上げられることとなりますが、激変緩和期間中は、被保険者の急激な負担増とならないよう、財政調整基金を活用し、対応しております。

なお、本市においては、法定軽減世帯における18歳以下かつ2人目以降の被保険者への本市独自の減免制度により、更なる子育て世代への負担軽減を図っています。

② 国保税滞納者への市民サービスの利用制限について

高木たけし市議：2018年4月1日現在、国保税を滞納している加入者に対し、行政サービスの利用制限が62事業にわたり行われています。

福山市の、市税及び国保税滞納による行政サービスの制限についての規定をお示しくください。

市民税は、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得が125万円以下の人、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人などには、所得割も均等割もかかりません。

しかし、国保税では、基礎控除が33万円あるだけです。

低所得世帯への軽減制度はありますが、市民税よりも厳しいものとなっています。

国保税を滞納して、行政サービスが制限されることは、国保税が収められない責任を加入者にだけ求めるものです。

国保税を滞納した加入者への行政サービスの制限については、見直すことを求めるものです。

御所見をお示しくください。

市長：次に、国保税滞納者への市民サービスの利用制限についてであります。

本市におきましては、「福山市市税等の

滞納を防止する特別措置に関する要綱」に基づき、市税及び国民健康保険税を滞納している者に対して、行政サービスの制限を行っています。

収納率向上対策は、市政の重要課題と位置づけており、滞納者への行政サービスの制限は、市民の市税等の納付に対する公平性を確保するものです。

なお、保険税の納付が困難な世帯に対しては、納税折衝を行う中で、個々の事情に応じ、分割納付など、きめ細やかな対応を行い、行政サービスが制限されないよう取り組んでいるところであります。引き続き、収納率の向上に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

4. 医療行政

① 福山夜間成人診療所について

高木たけし市議：例年行われている福山医師会と福山市議会との懇談会が、本年度も2月8日に開催されました。

市議会に対して、一般社団法人福山市医師会はじめ、松永沼隈地区、深安地区、府中地区の4医師会から、「2018年度医療行政施策に関する提案要望書」が出され、同会で懇談が行われました。

医師会からの最重点要望項目の一つに、福山夜間成人診療所の安定的な運営に関する要望が出されました。

その内容は、(1)診療スタッフの安定的な確保、(2)感染症の大規模流行時の指定管理料の増額対応が要望されております。

現在、夜間の初期救急対応として設置された同診療所は開設から5年が経過し、4医師会による共同事業体が指定管理者として運営管理を行っています。

同診療所は午後7時30分から11時まで、365日開設され、体制は、平日は内科医1名、外科医1名、薬剤師1名、看護師2名、受付事務員2名、の計7名。土曜日、日曜日、祝日、年末年始やゴールデンウィーク、お盆などの繁忙期には若干、スタッフが増員されます。

そのため、事務・看護師体制が脆弱で、患者の待ち時間が長い。電話対応中はカルテ作成者不在となるため、診療への影響が出る。患者のトリアージが出来ないなど救急診療所の役割が発揮できない。感染症の流行時には、薬剤費・検査費が増え、指定管理料を圧迫する。などの問題があり、改善を要望されております。

また、医師会のメンバーが輪番で当番に当たっていますが、通常勤務を行いながら当番に当たるため、休息も取れず疲労困憊の状況もある。

次第に医師の高齢化が進行する中、輪番体制が組めなくなるとの懸念が示され、医師、事務員、看護師体制の拡充を強く要望されております。

設置者である福山市の医師の確保、体制強化に対する方針をお示しくください。

また、人員体制を強化し、薬剤費・検査費の増高を賄うためには、指定管理料の引き上げが強く求められます。

当診療所は、福山市からの指定管理制度が適用され、2019年度の年間指定管理料は9912万3000円で、18年度と比して1210万4000円増加し、光熱水費その他管理費も1081万6000円で、887万円増加しています。

その具体的内容をお示しくください。以上、それぞれにお答えください。

市長：次に、福山夜間成人診療所についてであります。

同診療所の医師の確保を始めとする安定した運営に向けた体制については、引き続き、四医師会で構成される指定管理者と協議を重ねながら、取り組んで参ります。

次に、新年度予算の主な増額要因であります。

指定管理料では、スタッフの安定的な確保を図るための処遇改善に伴う人件費の増が主なものであります。

光熱水費その他管理費では、感染症の大流行時などに備えた緊急の医薬品等購入に要する費用と、システム改修が主なものであります。

5. 衛生行政について

廃棄物対策と再資源化について

高木たけし市議：市は、家庭から排出される可燃ごみについて、西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターで焼却するとともに、ごみ固形燃料化を行い、R D F発電所で焼却・発電を行ってきました。

現在、これらの施設が老朽化してきたことにより、次期ごみ処理施設整備を計画しています。

その概要は、4か所の可燃ごみ処理施設を箕沖地区に集約し、焼却施設を建設することとなっています。

基本方針の中には、環境負荷を低減する、環境にやさしい施設として、積極的に廃棄物発電を行うとしています。

また、エネルギーと資源の有効活用を積極的に推進する施設として、ごみを資源としてとらえ、ごみに含まれる資源物の回収を積極的に行う施設、最終処分量の低減が図られるシステムを採用するとしています。

次期ごみ処理施設整備に関する基本方針を実効あるものとするためには、現行のゴミの分別収集にとどまらず、さらなる分別収集と再資源化を進めることが必要です。

徳島県上勝町では、ごみ排出ゼロを目指して、分別収集を徹底しています。

当町では、住民の協力で45分別を行い、リサイクル率は約80%で、最低限の焼却処分、埋め立て処分としています。

2017年度福山市のリサイクル率は、42.8%ですので、再利用、再資源化できるごみが、焼却や埋め立てに回っていることとなります。

福山市でも、さらなる分別収集を進めることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

再資源化の1試案として、アルミ廃棄物発電とシステムに関して調査を行うことを提案します。

先行事例としては、富山、石川、福井の北陸3県が取り組んでいるアルミニウム発電があります。

家庭から排出される可燃ごみの中には、お菓子や菓のパッケージ、飲料パック、レトルトパック等など、紙やプラスチックとアルミニウム箔が使用された複合廃棄物が多くあります。

このアルミ箔の再資源化や利活用については、薄いため酸化しやすく、インゴットにしようにも難しく、できてもコストがかかり過ぎるため、困難でした。大半は、可燃物に混ざった状態で焼却されています。

福山市の場合は、アルミ付きプラスチックは、容器包装リサイクル法上、プラスチックとして収集されるものもありますが、複合廃材の中のアルミニウムに着目した利活用を提案するものです。

紙・アルミ・プラスチックの複合材廃棄物の再利用システムの概要は、分離機でパルプ成分を取り出し、残ったアルミ付プラスチックを乾留炉で加熱することでガス・オイルと高純度のアルミに分離し、さらに回収したアルミを水素発生装置で特殊アルカリ溶液と反応させ、発生させた水素を発電などに有効利用するというものです。

社会的な仕組みづくりについては、平成21年度、環境省の支援を受けて、富山市、金沢市の2カ所でアルミ付き容器回収の社会実験を実施。コミュニティセンターやスーパーなどに回収用のボックスを置かせてもらい、合わせて電源としてアルミの再利用についての広報にも力を入れています。

富山・金沢の2カ所で始まった廃アルミ回収の試みは、周辺の自治体などにも伝わり、平成26年夏の時点で北陸三県で70カ所あまりで回収されるようになり、さらに増えているとのことです。

プラントの改良も富山大学、富山県工業技術センターなどの協力も得て取り組み、12時間連続しての稼働が試みられ、試作機を使っただけの実験では1kW、12時間連続の発電が確認されました。

こうして開発された廃アルミを利用する発電プラントですが、常温・常圧の中で安全に稼働させることができ、どこでも発電が可能となり、電

源のない場所で電気を必要とする工事などに利用できること、洪水や土砂災害などによる避難生活が各地で起こる中で、非常時の電源としての活用も可能とのことです。

この提案を行うのは、その原料が、廃アルミを日常的に排出する家庭ごみであるということです。廃アルミの収集は、市民の分別収集の努力の上に成り立つものですが、地球環境保全の直接的な活動に、市民全員がかかわることにより意識の向上にも大きな効果を発揮します。

ごみ利活用の方法として、市が積極的に調査・研究することを求めるものです。

また、先の12月議会では、木質バイオマス発電に関する質疑を行いました。里山保全と組み合わせた、間伐材や伐採木、廃棄建材などの木質チップを活用した、小規模発電に対する創業支援を行うことを求めるものです。

ごみ処理事業は、環境保全と深く結びついた事業であり、常に地球環境保全への寄与を重要な観点とすることを強く求めるものです。以上、それぞれについてお示しください。

市長：次に、衛生行政についてであります。

まず、ごみの分別収集についてであります。

本市は、ごみの再資源化を推進するため、

2001年度（平成13年度）から6種に分別した収集をしています。

また、2004年度（平成16年度）に稼動した、RDF事業などにより、再資源化率は2016年度（平成28年度）には、中核市48市中2番目の高い水準を維持しています。引き続き、再資源化率の向上に努めてまいります。

次に、アルミ廃棄物発電についてであります。

北陸でのアルミ廃棄物発電は、経済性などに関する検証を行うための実証実験であり、省エネルギー性が達成できず、確認したところ実証事業は終了したと伺っています。

また、木質チップを活用した小規模発電については、今年度末に策定する「第二次福山市環境基本計画」の中や木質バイオマス資源の利用方法について検討することとしています。

以上

6. 商工労働行政について

コンビニエンスストア問題について伺います。

高木たけし市議：コンビニ問題は、最近ニュース番組でも特集が放送されたり、中国新聞の社説や日本経済新聞に掲載されるなど、関心を集めています。

コンビニの営業形態は、フランチャイズ方式、略してFC方式と呼ばれ、ノウハウなどを提供する本部と、その提供を受け本部に上納金であるロイヤリティを払う加盟店が契約を結びます。

コンビニは地域に多数あり、今や生活になくてはならない存在となっています。

わが党は、2月8日に175件の市内のコンビニに、実態調査アンケートを実施しました。2月20日現在、10%の返信率ではありますが「いま困っていることは？」との質問に対し、「ロイヤリティが高い」「従業員の確保・人件費」「24時間営業が負担」「同業の近隣出店（ドミナント）に困っている」「消費税増税対策に困っている」などの声が寄せられました。

また、60歳のオーナーは「5年間休みなし」とか、43歳のオーナーは「1日15時間勤務」をしていたり、66歳で「1日14時間勤務」の

実態もありました。

コンビニは、F C本部から24時間、年中無休を求められ、それをオーナーと家族、パート、アルバイトの従業員が担っています。

アンケートには「人手不足でも、24時間店を開くことに事に頭を痛めている」との記載があり、全国では24時間営業を巡って、本部と対立する事例が出るなど深刻な状況です。

コンビニは、銀行や郵便局と違い、経営上も従業員の雇用も不安定で、深夜の強盗の危険もある上、他県では、店員による公金の横領事件も起こっています。

便利さの反面、人手不足やオーナーの長時間労働など、過酷な犠牲に成り立ったあり方は、ワークライフバランスや働き方改革の観点からも問題だと考えますが、コンビニの現状についての認識を、お示し下さい。

福山市は、・固定資産税・都市計画税、・市・県民税・軽自動車税、・国民健康保険税をコンビニ納付していますが、例えば、国保税は、月間、およそ1万1千人がコンビニ納付しています。

今後市として、市民サービスの窓口として位置づけていくのであれば、コンビニが抱える問題について実態把握が必要です。

コンビニは、商店街の活性化の視点からも無視できない存在ですが、担当部局を決め、今後、市内のコンビニの、雇用・労働環境や、周辺環境へ与える影響などの実態調査を行うことを求めます。お答えください。

F C 産業は拡大していますが、日本には公正な契約のための法律はありません。そのために、加盟店からは「ロイヤリティが高い」「本部からの仕入れの強要」など、の声が挙がっています。

F C 本部と加盟店が共存共栄を図ることが必要ですが、全国 F C 加盟店協会や日本弁護士連合会などは、F C 法の制定を提起しています。

市として、政府に対し、フランチャイズ法（F C 法）の制定を求めることを要望します。以上について、ご所見をお示し下さい。

市長：次に、コンビニエンスストアの現状についてであります。

コンビニエンスストアは、商品販売だけでなく、市税や公共料金の納付、宅配受付など、様々なサービスを提供しており、市民生活に欠かせない社会インフラとして定

着しています。

コンビニエンスストアの実態調査については、現在、国において実施しています。

次に、フランチャイズ法の制定についてであります。

中小小売商業振興法及び同時施行規則にフランチャイズ契約についての詳細が定められています。

これに基づき、本部事業者と加盟店の双方が合意のうえ、契約が行われるものと理解しています。

7. 観光行政について

瀬戸内海国立公園 仙酔島の利活用について

高木たけし市議：新年度予算では、日本遺産に認定された鞆の浦の情報発信、ホームページの開設、観光ガイド養成などが計上されています。

鞆の浦は、重要伝統的建造物群保存地区と、世界の記憶遺産にも登録されており、貴重な景観と町並みを守り生かすために、当事業は重要です。

とりわけ、仙酔島は、海蝕洞、五色岩、断層など、希少な自然景観を醸し出す瀬戸内海国立公園で、「国名勝 鞆公園」として構成文化財に位置づけられています。

仙酔島に関して、昨年末に「鞆の浦の自然景観と国立公園」と題した講演会が開催されました。

ここには、2017年で13万7千人が訪れていますが、講演では、鞆の浦の地質学的な成り立ちを解説し、仙酔島を「自然の成り立ちを踏まえ、『自然景観の価値』を知ること、鞆の観光はもっと面白くなる」と講演されていました。

参加者からは、「初めて知った」「仙酔島の楽しみ方が増えた」とか「市ももっと、仙酔島を活かした観光をしてほしい」といった感想が聞かれました。

国立公園とは、レクリエーションや運動を目的とした都市公園とは異なり、自然環境や景観を保護するための『しくみ』です。

環境省は、「すぐれた自然を守り、後世に伝えていく」として、「自然についての知識を深め、健康増進やレクリエーションのために自然とふれあうところ」と定義しています。

2018年現在、国立公園は全国で34、合計面積は約219万haであり、国土の約6%を占めていますが、1934年に日本で初めて、仙酔島を含む瀬戸内海が国立公園に指定されてから、85年が経過しました。

岡山県と香川県では、指定80周年の2014年に、両県共同で、大規模な記念行事が行われました。

福山市としても、国立公園の利活用のために、この目的を再認識し、自然と歴史の景観を楽しむための設備等の再生が必要です。

瀬戸内海国立公園の重要性についての認識をお示し下さい。

また、対潮楼からの風景だけではなく、鞆には多島海景観を楽しむ展望地が多数あり、遊歩道を、自然や歴史を楽しみながらハイキングできることを、より広く周知することが必要です。

そのためには、市として、日本遺産のガイド養成に、仙酔島をルートに取り入れ、啓発することが必要ですが、ご所見をお示し下さい。

また、瀬戸内海国立公園では、仙酔島に限らず、木が生い茂って眺望が悪い展望台が多いため、総点検し、啓発看板の新たな整備も必要です。

そして、自然景観を楽しむためのパンフレットやSNSの活用、案内板のさらなる整備など、周知・啓発の強化を求めますが、お答えください。また、仙酔島のエコツアーリズム、エコツアーなどの積極的な支援を求めます。

次に、2019年は、瀬戸内海国立公園指定、85周年の節目の年です。この機会に、環境省や広島県など関係機関と連携し、瀬戸内海国立公園の記念事業を行うことを求めますが、ご所見をお示し下さい。

以上について、お答えください。

市長：次に、仙酔島の利活用についてです。

始めに、瀬戸内海国立公園の重要性についてです。

瀬戸内海国立公園は、その多島美が海外から高く評価されるなど、本市にとっても貴重な観光資源であると考えています。

次に、ガイド養成についてです。
今年度は、鞆の港湾施設や祭事などの日本遺産構成文化財の価値や魅力について、5回の養成講座を開催したところです。

来年度は、鞆の浦の歴史や文化、自然などについて講座を計画しており、この中で、仙酔島についても取り上げることとしています。

次に、仙酔島の環境整備や周知・啓発についてです。

眺望の確保や案内板の設置など環境整備については、国立公園の管理者である国と連携しながら取り組んでまいります。

また、日本遺産鞆の浦のホームページなどを活用し、仙酔島の魅力を発信してまいります。

次に、エコツーリズムなどの支援についてです。

エコツーリズムは、自然環境や歴史文化などの地域固有の魅力を観光客に伝え、保全につなぐことを目的とする仕組みです。

来年度は、特有の自然が残る仙酔島の価値や魅力を伝えるガイドの養成や、ツアーの造成にもつなぐ情報発信などに取り組むこととしています。

次に、瀬戸内海国立公園の記念事業についてです。

2019年度（平成31年度）は、JRや県、各市町、観光関係事業者などと連携して取り組む「せとうち広島デスティネーションキャンペーン」、「鞆の浦しおまち海道サイクリングロード」など、瀬戸内海を舞台にした様々な事業を実施することとしています。

8. 下水道事業について

旧新浜浄化センターの跡地利用について

高木たけし市議：旧新浜浄化センターの土地に関しては、1985年、牧本市長は、廃止問題については継続して協議するとの回答書を出しています。

曙連合町内会からは、跡地利用に関しては、浸水時の避難場所や救援センターにとの強い要望があります。

当跡地は、海拔の低い市街地が広がる曙町周辺としては、海拔2.5メートルの比較的安全な地帯であり、福山市全域の公有地としても貴重であります。安易に売却することなく、地元の要望に応じて整備することを強く求めてきたものです。

当該の土地には地下埋設物として、地盤沈下を防止するためのコンクリート製の杭が4000本程度あるとのことで、この杭が地盤沈下防止に有用性があるかどうかの客観的説明資料を得るために、平板載荷試験などの地質調査業務を実施したとのことであります。

調査結果としては、杭がある範囲で地盤反力、及び支持力が大きい。杭がある範囲で過圧密量が多く沈下しにくいとのことでありますが、地下埋設物が残された状況で、購入希望があるのかどう

か疑問が生じるところです。

今日までの購入希望状況及び予算に計上している売却額算出の根拠について、お示しく下さい。

この地下埋設物である杭の現状の強度は、どのような状況なのか、土地の使用目的に制限が生まれるのかどうかお示しく下さい。

また、土地の購入者が転売をし、次の購入者が杭の有用性がないと判断した場合、上下水道局が最終的に排出者責任を負う可能性があるとのことです。

地下埋設物を撤去する費用は、どれくらいかかるのか、見積もりをお示しく下さい。

歴史的経緯と地下埋設物などの問題がある当該の土地は、福山市が保有し、適切な管理や地元要望に応える有効活用を図るべきではないかと思料するものですが、ご所見をお示しく下さい。

市長：次に、旧新浜浄化センターの跡地利用についてであります。

購入希望の状況については、売却の公告を行っていないため不明であります。跡地の利活用に関する問い合わせは、これまでに15件あります。

売却額については、固定資産税仮評価額

により算出したものです。

次に、杭の現状の強度については、今年度を実施した地質調査において、杭が埋設してある範囲で支持力が大きく、沈下しにくいという結果が出ています。

土地の使用目的の制限については、都市計画法上の、「工業地域」となっています。

なお、土地の活用については、購入者において判断するものです。

杭を撤去した場合の費用は、現時点で杭の有用性があると判断しているため、試算をしていません。次に、跡地については、売却を基本としていますが、遊休財産については、「公共施設サービス再構築検討委員会」で、検討することとしています。

9. 建設都市行政について

福山駅北口広場整備基本方針（案）について

① 景観への影響について

高木たけし市議：福山市は、JR西日本の提案を基本とする「福山駅北口広場整備基本方針（案）」を示しました。それによると、市が所有する福山駅北口広場4484㎡と、JRが所有する駅前広場の土地2624㎡を等価交換し、駅北口広場はすべてJRが所有することにします。

また、6階建て23メートルのホテル・店舗を福山城に近接して建設し、タクシー乗降場や、6階建ての立体駐車場を整備します。

市が検討していた3つの案の場合では、福山城側はイベント会場を設け、建ぺい率8%～33%、容積率は27%～90%です。それに対し、JR案は建ぺい率63%、容積率282%となり、空間が建物で圧迫され、景観への影響は多大です。

福山城は、築城技術の粋を集めて造られた城であり、石垣の石組は全国のお城の中でも最も美しい、とも言われています。

福山城に建物が近接することで、天守や貴重な石垣が見えにくくなります。福山市も景観への影響を認めている本計画は撤回するべきであります。ご所見をお示し下さい。

市長：次に、福山駅北口広場整備についてであります。

まず、景観への影響についてであります。

J R 西日本の整備計画案は、施設の西側に、新たに福山城を望む展望広場を設けたり、西側壁面を後退させるなど、景観への配慮が加えられています。

加えて、既存商業施設と一体となって、駅南北の交流軸を形成することなどの点において総合的に優れていると判断しています。

② 遺構の保存について

高木たけし市議：北口広場の西側には、福山城の内堀、東側には福山城の外堀が存在しています。当方針案によると、J R が北口広場を所有した場合、遺構の整備管理は「覚え書き等で担保」するとしていますが、1月30日の都市整備特別委員会では、保存体制についての福山市の答弁は曖昧でした。

福山城の貴重な埋蔵文化財の管理は市が直接関与するべきです。管理整備の考え方についてお答え下さい。

市長：次に、遺構の保存についてです。

北口広場に存在する福山城の内堀や外堀等の遺構は、埋蔵文化財に位置付けられ

ています。

埋蔵文化財は、原則として、所有者が管理することになっていますが、開発事業を計画する場合は、文化財保護法に基づき、事前の届出が義務付けられています。

本市としては、適正な方法で保存・活用がなされるよう、所有者と計画段階から協議を行ってまいります。

10. 教育行政について

学校統廃合計画について

高木たけし市議：はじめに、(仮称)千年小中一貫教育校の計画について伺います。

昨年、11月と12月に開催された、千年学区と能登原学区の地域説明会では、「2018年度に校舎等の設計の基本計画・基本設計、2019年度には実施設計を進め、2022年4月開校を目指している」旨の説明でした。また、「保護者や地域の人と合意のもとに進めていく」と説明しています。

しかし、「地域説明会」が実施されていない地域もありながら、用地取得、基本設計、実施計画等を次々と進めており、現状は到底、「課題を共有し、円滑な合意形成に至った」とは言えません。

住民合意が得られているとお考えなのか、見解をお示し下さい。

次に、地域からの要望書の提出について伺います。

新聞報道によると、2月13日に内海町の住民や、保護者らが、「内海町の教育環境を残すことを求める要望書」を提出しました。

同要望書は、内海田島東部・西部自治会連合会、横島地区連合会、内海中学校、内海小学校、内浦

小学校のそれぞれのPTA保護者、内海保育所、内浦保育所の各保護者、内海町の将来を考える会など、町内のほとんどを構成する9つの団体が賛同しています。

いわば、「オール内海」とも言える、全住民からの要望は極めて重いものです。

この要望についての受けとめをお答えください。要望書には「教育は予算の投資効率を求めるものではなく、次世代を担う子供を育てるところであり、お金はしっかりかけなくてはいけない」とあります。全くその通りだと考えます。

当計画の見直しを強く求めますが、お答えください。

2015年2月の「小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針（案）」が市教委から示された際には、「第一要件」に該当する全学区で、学校の存続を求める「要望書」や署名が提出されました。

それにも関わらず、今回、（服部・駅家東）学区、東村・今津学区では、早々と開校準備委員会が開催されています。

統廃合を進める理由に、「人口減少と少子化」がありますが、先般発表された「2018年 福山市の人口移動状況（社会増減）」によると、福山市は、プラス383人の転入超過（社会増）となっていました。

そして、「日本人のみの人口移動状況(社会増減)をみると、2018年では、マイナス260人と、2015年のマイナス856人と比べて約1/3になるなど、社会減は縮小しつつある」と、記載されていました。

また、内海町では地域ぐるみで活性化に取り組み、人口増加策を強力に進めています。さらに、本市は、子育て支援策を充実させるなど、人口減少に抗する政策を行っています。

そうであるならば、周辺地域の学校を廃校にするのは、これらの取り組みに水を差し、施策に整合性がないではありませんか。ご所見をお答えください。

また、学校の統廃合後にその地域の人口、とくに子育て世代が増加した地域があれば、具体的にお答えください。

次に、障害をもった児童・生徒の通学について伺います。

学校統廃合によって、徒歩通学が困難な場合は、スクールバスなどで通学保障することです。

ところが他市では、障害をもつ子どもがスクールバスで通学する際には、支障をきたした例があるそうです。

府中市の現在、特別支援学校中学部の生徒は、2012年に小中一貫校に入学しました。

2009年までは徒歩10分の小学校の特別支援学級に在籍していましたが、統廃合されたため、小中一貫校へ、スクールバス通学となりました。

バスでは保護者が付き添い、学校に置いていた車で母親は帰宅していたそうです。下校時には、もう1台の車で学校へ行き、学校へ置いてバスで付き添って帰宅するというものでした。

このような事態は、保護者の大きな負担です。

障害をもつ子やその保護者が、統廃合による通学距離の延長によって発生するデメリットは、これまで説明されていません。

障害をもつ子とその保護者の具体的な対応をお答えください。

市教委はこれまで、小規模校のデメリットについて、●意見を交わし理解を深める授業が難しい。●多様な価値観に触れさせることが難しい。●一定規模が必要な学習の効果が十分得られない。などと、説明していました。しかし、小規模校にこれらの事が出来ないというのでしょうか。

小規模校と大規模校との教育効果を比較すると、次のようになります。

例えば、ある小規模校は、1時間の授業で何度も先生から指名されるため、生徒と教師間で一定の緊張感があり、集中した授業が成り立ちますが、大規模校ではどんなに多くても、一人1回程度しか発表はありません。

小規模校では黒板は、子どもに率先して書かせる授業の工夫がされますが、大規模校ではほとんどが先生です。

小規模校の授業の雰囲気は、自由温和ですが、大規模校は管理競争的です。しかも、小規模校のほうが参加型で自由に討論できるため意見を交わし易く、深い理解を促しやすい学習環境です。

また、小規模校は「多様な価値観に触れさせることが難しい」と言いますが、例えば、地域行事は、小規模校は全員参加で地域と協力し合うため、幅広い年代とも多様な価値観に触れることができます。

一方、大規模校は、一部の人しか行事に参加しない例もあり、「多様な価値観に触れる機会」はむしろ少ないのが現実です。

小規模校は、「一定規模が必要な学習の効果が十分得られない」と言いますが、学校間交流やICT教育の活用で補えます。「不便な所」でも「小規模校」でも子どもは育っています。「グローバル人材」と呼ばれる方々の中にも小規模校で育った方々もたくさんおられます。

小規模校の教育効果は非常に高いのが実態ですが、なぜ、小規模校のメリットをもっと強調し、この教育を市内全域に広げないのか、理由をお答えください。

次に、学校再編・統廃合の協議への教職員参加について伺います。

対象校の教育に直接かかわり、子どもと保護者に責任を持つのは現場の教職員です。この方々を中心に、教育・学校の論議が行われるのが当然のことと考えます。

学校と地域の教育に携わっている教員が、それぞれの統廃合計画にどのように関わっているのか、具体的にお答えください。

以上についてお答えください。

教育長：教育行政について、お答えします。

始めに、(仮称)千年小中一貫教育校の計画についてです。

これまで、千年・能登原・常石の各学区において地域説明会を行っています。

内浦・内海学区においては、内海町教育環境整備推進協議会の役員、就学前施設、小中学校の保護者を対象に説明、意見交換を行っており、地域全体の説明会を3月中に実施することとしています。

地域全体の説明会や保護者等を対象にし

た個別の説明会を重ねる中で、学校再編に対する理解を深めてまいります。

次に、内海町内の教育環境の存続に係る要望書については、内海町内の学校に対する期待など地域、保護者の強い思いを受け止めつつ、10年後、20年後を見据えた内海・沼隈地域の教育環境の整備・充実のため、引き続き、再編に向けて取り組んでまいります。

学校再編と人口減少対策の関わりについてですが、学校再編は、少子化と子ども主体の学びづくりに対応し、教育環境の整備・充実を図るためのものです。

他地域の再編後における子育て世代の人口増減については、把握していませんが、学校跡地の利活用により、移住人口が増えた自治体もあります。

次に、障がいのある子どもの通学支援については、子どもの状況を把握する中で、保護者の御意見も丁寧に聞きながら、安全を第一に負担が軽減されるよう対応してまいります。

望ましい学校教育環境のあり方については、学識経験者やPTA、小中学校長、自治会連合会の代表者等で構成する学校教育環境検討委員会において、全小中学校

の校長をはじめ教員を対象に実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、教育的観点で総合的に検討したものであり、この答申を受けて、「小中一貫教育と学校教育に関する基本方針」を策定しました。

学校再編は、この基本方針に基づき、教育環境の整備、充実を図るものであり、引き続き、保護者や地域の皆様に対して、教育委員会の考えを説明し、しっかりと意見交換を行う中で、取組を進めてまいります。